

■認可・届出事由と申請・届出

事 由		必要な申請（届）	注 意 事 項
幼稚園 関係認可	設置者（個人、宗教法人、財団法人）を学校法人に変更しようとするとき	設置者変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること「寄附行為認可申請書」も必要
	幼稚園を廃園しようとするとき	幼稚園廃止認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	現在の定員を増加（減少）しようとするとき	収容定員に係る園則変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
幼稚園 関係届出等	入園金、保育料の改定、総定員を変更せずに学級増等を行おうとするとき、その他園則記載内容に変更が生じるとき	園則変更届	学級増については事前に必ず私学課に相談すること 〔設置基準上のチェックが必要〕
	幼稚園の位置を変更しようとするとき	位置変更届	必ず事前に私学課に相談すること
	住居表示により住所が変更されたとき	住所変更届	「園則変更届」も必要。事務所の位置が変わる場合は「寄附行為変更届」も必要
	幼稚園の名称を変更しようとするとき	名称変更届	「寄附行為変更届」「園則変更届」も必要
	園地の買い増し、又は売却をしようとするとき	園地変更届	必ず事前に私学課に相談すること〔設置基準上のチェックが必要〕
	園舎の増築（改築）、又は取り壊しをしようとするとき	園舎変更届	必ず事前に私学課に相談すること〔設置基準上のチェックが必要〕
	園長を新たに採用・解職したとき	園長変更届	園長が学校法人の理事になっている場合「役員変更届」も必要。学教則第21条（私立学校の校長の資格の特例）又は第22条（校長の資格の特例）に基づく場合は、資格要件のチェックのため事前に私学課に相談すること
	幼稚園を休園しようとするとき	幼稚園休園届	必ず事前に私学課に相談すること
認可人	理事・評議員の定数・任期等、理事会に関する規定などを変更しようとするとき、その他寄附行為記載内容に変更が生じるとき	寄附行為変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
法人届出	幼稚園等の名称、事務所の所在地、公告の方法を変更したとき	寄附行為変更届	幼稚園の名称・位置の変更については、「園則変更届」及び「名称変更届」「位置変更届」も必要
	理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人を変更したとき（任期満了による再任を含む。）	役員等変更届	
	年度末の資産総額を登記したとき、その他登記事項を変更登記したとき	登記完了届	資産総額の変更は、会計年度終了後3月以内に登記し、私学課に届出
その他	登録免許税（固定資産税）の免除を受けようとするとき	証明願	
	寄付金控除等を受けようとするとき	特定公益増進法人証明申請	